

---

プロジェクト	実務対応 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	第 111 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

---

### 本資料の目的

1. 本資料は、第 111 回実務対応専門委員会（2017 年 11 月 17 日開催）で議論された仮想通貨に係る会計上の取扱いについて、聞かれた主な意見をまとめたものである。

### 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理

#### （期末における仮想通貨の評価に関する会計処理）

2. 文案（審議事項(5)-2）の第 5 項において、期末評価における評価差額を当期の損益として処理することとしているが、仮想通貨交換業者へのアウトリーチでは評価差額を「その他の包括利益」で処理する案も聞かれていたため、当該選択肢を考慮する必要はないか。

#### （活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格）

3. 文案（審議事項(5)-2）の第 9 項のなお書きは、文案の第 4 項(7)において定義された内容と重複するため、記載を省略してもよいのではないか。
4. 文案（審議事項(5)-2）の第 10 項において、『『公正な評価額』であるときに限り、当該取引価格等を市場価格として保有する仮想通貨の期末評価に用いることができる』としているが、「市場価格として」ではなく、公正な評価額である「時価」を前提とする趣旨であるため、「時価として」に変更してはどうか。

#### （仮想通貨の取引に係る活発な市場の判断の変更時の取扱い）

5. 文案（審議事項(5)-2）の第 11 項と文案の第 50 項について、市場の判断の変更時点に関する記載の仕方に差異があるため、記載を合わせるべきではないか。

#### （仮想通貨の売却損益の認識時点）

6. 仮想通貨の売却の合意をした時点と売却を実際に行った時点にタイムラグがあり、その間に損益が変動する懸念はないか。

### 開 示

7. 相当数の仮想通貨を保有しその仮想通貨の内訳を開示する場合には、個別に開示する銘柄は主要な銘柄に留め、それ以外のものは「その他」として集約して開示する案を検討してはどうか。
8. 他の会計基準では銘柄別に開示を要求するものはないため、取扱いの相違点を明らかにするため、結論の背景において、仮想通貨の銘柄別の開示を要求する理由としてボラティリティが大きいことなど仮想通貨の特殊性に起因することを明確に記載すべきである。
9. 重要性の基準を設けるのであれば、開示を要求する対象を仮想通貨交換業者のみとして、一般的に重要性があることが想定されない仮想通貨利用者には開示を求めないとする案も検討してはどうか。
10. 文案（審議事項(5)-2）の第17項において、活発な市場が存在する仮想通貨の貸借対照表価額の合計額が資産総額に比して重要でないときに注記を省略することができるとしているが、資産総額に対する重要性という表現だけでは実務にばらつきが生じる懸念があり、数値基準を定める案を検討してはどうか。
11. 文案（審議事項(5)-2）の第62項における仮想通貨の種類ごとの保有数量及び貸借対照表価額を開示する理由については、開示を求める背景がより明確となるように記載してはどうか。
12. 連結財務諸表で注記を行っている場合は、個別財務諸表における注記は不要である旨を記載してはどうか。

以 上